

旅券所持証明（30号）

内 容	申請人が現に有効な旅券を有していることを証明する。 すべて外国文で発給する。
使 用 目 的	旅券に代わり身分を証明するため
条 件	<p>(1) 本人名義の有効な日本国旅券を所持していること。</p> <p>(2) 関係当局あて便宜供与依頼の書簡で解決できないときであること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ. 旅券が英文のため現地官憲の理解を得られず、旅券所持人が不利益を被るおそれがあるとき。</p> <p>ロ. 現地の治安が極めて悪く強盗・盜難等のおそれがあるとき。</p> <p>ハ. 何らかの理由で現地当局により旅券を一時的に留置され、その間滞在に支障を生ずると認められるとき。</p> <p>二. 引越荷物通関、外貨交換等の手続のため現地官憲当局に対し旅券に代る文書を提出する必要があるとき。</p> <p>ホ. その他現地官憲当局から公館の証明書の提出を強く求められたとき。</p> <p>(4) 本人が公館に出頭して申請すること。</p>
必 要 書 類	<p>(1) 旅券</p> <p>(2) この証明書を必要とするやむを得ない事情を述べた理由書（形式を問わない）。</p> <p>(3) 旅券を現地当局に留置されている場合、当局発行の留置証明書。</p>
形 式	外国文による証明で、一定形式による。
注 意 事 項	<p>(1) 第一義的には関係当局あて便宜供与依頼の書簡で処理するよう関係当局と交渉するが、事情が真にやむを得ないと認められるときに限り取扱うこと。</p> <p>(2) 旅券に代わり提出又は提示して使用するが、渡航文書と誤解又は流用のおそれあるときは渡航文書でない旨付記すること。</p> <p>(3) 有効期限（一年）を明記すること。</p> <p>(4) 場合により使用目的を限定すること。</p>

旅券所持証明

1. 概説

(1) 証明の内容

申請人が有効な旅券を所持していることを証明するもの。

すべて外国の官憲あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

現地官憲等に対し、旅券に代わって身分を証明するため使用される。

(注) このような場合、第1義的には関係当局あての便宜供与依頼の書簡（領事レター）処理するが、下記の真にやむを得ないと認められるときに限り、この証明書を発給する。

2. 発給条件

(1) 本人に対して発給された有効な日本国旅券を所持していること。

(2) この証明書を必要とするやむを得ない事情として、次のいずれかに該当すること。

イ. 旅券が英文であるため、現地官憲の理解を容易に得られず、旅券所持人が不利益を被るおそれがあると認められるとき。

ロ. 現地の治安状況が極めて悪く、強盗等のおそれが十分ある地域を旅行又は滞在しなければならないとき。

ハ. 現地当局により何らかの理由で旅券を一時的に留置され、その間の滞在等に支障を生ずると認められるとき。

二. 引越荷物通関、外貨交換等の手続のため、現地官憲当局に対し旅券に代わる文書を提出する必要があるとき。

ホ. その他、現地官憲当局から公館の証明書の提出を強く求められるとき。

(3) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 代理申請は認めない。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館にて写を作成してもよい）。

(1) 旅券

なお、旅券を現地官憲当局に留置されている場合、旅券の写及び本人であることを確認できる公文書

(2) この証明書を必要とするやむを得ない事情についての申請理由書（本人名義、形式は問わない）

(3) 旅券を現地官憲当局に留置されている場合、さらに当局発行の留置証明書

4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(3) 証明書に必要事項を記入する。旅券番号、発行年月日、本人氏名、生年月日、性別、本籍地は旅券から転記する。

(注) 記載上の注意

- ・証明書は現地官憲が容易に理解し得る言語により作成する。場合により2カ国語併記でもよい。
- ・本籍地は都道府県まで記載する。その後にJapanと記載してもよい。国籍欄は設けない。

(4) 有効期限を明記する。

有効期限は、この証明書を携行しようとする場合、使用目的完了の日までとし、最大期限は発給の日より1年以内とする。ただし、旅券の有効期限を超えることができない。

(5) 渡航文書でない旨等の付記。

イ. 現地官憲当局に旅券を留置されている者の場合、必ず渡航文書でない旨を付記し、同当局の留置証明書をこの証明書の後に綴じ合わせ、丸型館印で契印する。

ロ. これ以外の場合でも、この証明書が旅券に代わる渡航文書と誤解され又は流用されるおそれのあるときは、渡航文書でない旨を付記し、場合により、更に使用目的を限定し、それ以外には無効である旨の付記する。

(注1) 渡航文書でない旨の英文例

This certificate is not a travel document and may not be used as such.

(注2) 使用目的を限定する場合の英文例

This certificate is issued for the purpose of and has no validity for any other purpose.

(6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

(7) 完成した証明書の写をとる。

(8) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。

(9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

(10) 申請書、証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 旅券所持証明 (30号)

CERTIFICAT

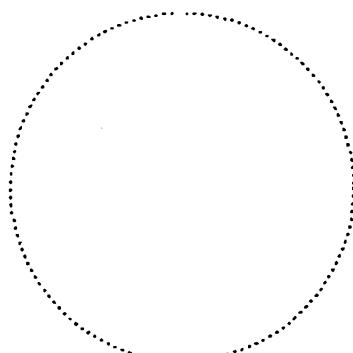
Nom :

Prénoms :

Date de naissance :

Domicile légal :

L' Ambassade du Japon Le Consulat Général du Japon certifie que la personne mentionnée ci-dessus est
titulaire du passeport japonais (No.) délivré à (lieu) le (date)



à (lieu) le (date)

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon

Consulat Général du Japon

Remarque : La validité de ce certificat ne s'étend pas au-delà de à compter de la date de
délivrance. (période)

(Frais :)

(西語) 旅券所持証明 (30号)

No

CERTIFICADO

Apellidos :

Nombre :

Fecha de nacimiento :

Sexo :

Domicilio permanente :

Por el presente documento, certifico que la persona arriba mencionada es poseedora del pasaporte japonés, número, expedido elde.....de 20.....

Este certificado es válido hasta elde.....de 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada) , se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:)

Cert. No. .

CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Sex :

Domicile :

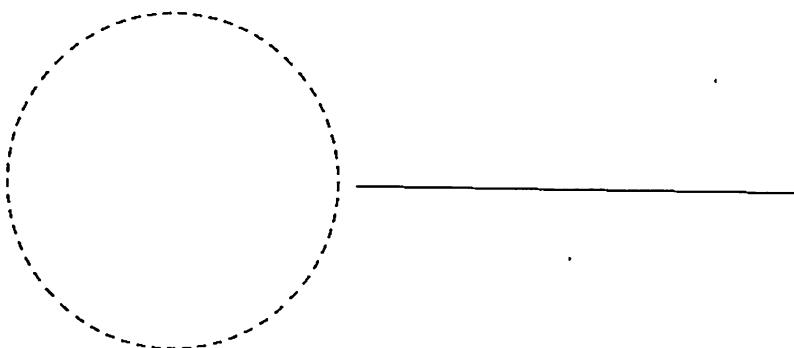
This is to certify that above person is the holder of the Japanese passport No.....
issued for

him	}
her	

 on 19___. This certificate is valid until19___.
○

(Place)

(Date)



(Fee :)
○